

平成25年度県立病院事業経営評価委員会 次第

日時 平成25年10月18日(金) 15:00~16:30
場所 自治会館3階 301会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 福島県県立病院改革プランの取組状況について

ア 平成24年度の取組

イ 平成25年度の取組(中間報告)

(2) その他

4 閉 会

配付資料

資料1 「福島県県立病院改革プラン取組状況報告書(概要版)」

資料2 「福島県県立病院改革プラン取組状況報告書」

資料3 「県立病院改革プラン取組状況の評価について」

別紙1 「平成24年度県立病院患者満足度調査結果(入院・外来)」

別紙2 「第六次福島県医療計画(抜粋)」 ※県内医師・看護師の状況

県立病院事業経営評価委員会委員名簿

所 属 等	役 職	氏 名 (五十音順)
株式会社ライフデザイン研究所	代表取締役研究所長	阿部眞一郎
社団法人会津若松医師会	会長	加藤道義
社団法人福島県看護協会	会長	高橋京子
福島県立医科大学	副理事長	竹之下誠一
医療法人財団岩井医療財団	顧問	竹谷美穂
三島町	町長	二瓶隆司
社会福祉法人南会津会 南会津町館岩在宅介護支援センター	主任福祉援助員兼管理者 介護支援専門員	芳賀千恵

1 委員数 7名

2 任 期 平成24年5月24日から平成26年3月31日まで

県立病院事業経営評価委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 「福島県県立病院改革プラン（平成21年5月22日行財政改革推進本部県立病院改革部会報告）」の取組状況の点検・見直しや今後の病院経営のあり方についての検討等を行うため、経営状況分析の専門家、学識経験者、医療関係者等で構成する「県立病院事業経営評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、意見・提言を行う。

- (1) 「福島県県立病院改革プラン」の進捗状況等に関する事
- (2) 毎年度の経営方針の進捗状況等に関する事
- (3) 今後の病院経営のあり方に関する事

(構成)

第3条 委員会の委員は、8名以内とし、経営状況分析の専門家、学識経験者、医療関係者等の中から病院事業管理者が選任する。

2 委員の任期は平成26年3月31日までとする。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院事業管理者が指名するものとする。
- 3 委員会は必要に応じ、委員長が召集する。
- 4 委員長は委員会を代表し、委員会の進行をつかさどる。
- 5 委員長に事故等あるときは、委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要に応じて専門的助言及び意見を得るため、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、病院局（病院経営改革課）において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則